平成２５年（フ）第２６６号
札幌市中央区南６条西14丁目２番25―506号
債務者　大沼　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７３号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―103号
債務者　室野　千早
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９１号
札幌市中央区南12条西23丁目３番１号　旭ヶ丘ガーデンヒルズ102号
債務者　竹藪　通生
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２６号
北海道江別市野幌東町18番地の４
債務者　水谷　政典
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
北海道北広島市里見町３丁目６番地16
債務者　五十嵐正次
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３０号
札幌市厚別区大谷地東３丁目５番20―801号
債務者　五十嵐みつ子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５１号
札幌市白石区川下４条５丁目１番３号
債務者　酒井奈美子（旧姓藤倉）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６５号
札幌市西区八軒５条西４丁目４番５―302号
債務者　秋山　昌憲
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７７号
札幌市中央区北１条東２丁目５番地11　エバーハイツ301号
債務者　三好　太一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７８号
札幌市中央区北１条東２丁目５番地11　エバーハイツ301号
債務者　三好　了子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
札幌市豊平区福住１条５丁目８番13号　ハイツよしなか101号
債務者　澤村まどか
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８２号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地　Ｓ・ＳＢＬＤⅢ307号
債務者　野々宮里沙
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８５号
札幌市東区北丘珠５条２丁目２番12号
債務者　鈴木　絵理
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１２号
札幌市清田区清田７条３丁目25番２号
債務者　森山　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
茨城県土浦市中貫1506番地13
債務者　神野　久雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
茨城県土浦市中貫1506番地13
債務者　神野　英子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
茨城県つくば市吾妻２丁目11番地　807棟701号、前住所茨城県つくば市上横場2573番地95サンビレッジＤＯＩ　Ｃ棟102号
債務者　矢口　　渡
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８６号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番２―501号
債務者　碇谷　有亮
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係